平成２３年（フ）第１２６８号
広島市中区吉島新町１丁目12番10号
債務者　矢口　　護
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０４号
広島市中区大手町３丁目９番15―503号
債務者　福本みゆき
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４号
広島市安佐南区長束西２丁目４番17―407号
債務者　木下　勇治
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
広島市安佐南区長束５丁目26番15―102号
債務者　木下千代美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
愛媛県松山市末広町５番地８　新田アパート３号
債務者　加藤　弘志
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７８号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目40番２―42号
債務者　福峯なるみ
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目14番地２コーポ喜楽301号
債務者　大田　　寛
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６３２号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間6521番地
債務者　折戸　隆則
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
鹿児島市犬迫町7783番地１
債務者　杉元　信幸
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目19番15号
債務者　山本　源司
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６５２号
鹿児島県鹿児島市西別府町2794番地104　101号
債務者　信國　正志
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１号
鹿児島県日置市伊集院町郡1712番地
債務者　境　　和美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５号
鹿児島県西之表市安納383番地
債務者　芝　シメ子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目14番１号
債務者　北山　賢司
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県南九州市知覧町郡14069番地公営鼻面田Ａ棟８号
債務者　鮎川　敏明
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６号
鹿児島県指宿市湯の浜６丁目９番16号
債務者　好博菜奈美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３３号
沖縄県糸満市字兼城467番地　オメガハイツⅡ２―Ａ
債務者　上原　選也
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部